

日光市立日光中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する学校の考え

- ・ いじめは、生徒の心身の成長や人格形成にも重大な影響を及ぼすだけでなく、生命や身体の危険も生じさせるものであることから、「いじめは絶対に許さない」という認識のもとに対応します。
- ・ 全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。また、いじめの発生やいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努めます。

2 組織的な対応に向けて

(1) 生徒指導委員会、いじめ対策委員会の開催

- ・ 管理職、生徒指導主事、各学年生徒指導担当等による生徒指導委員会を毎週行い、生徒の生活状況に関する情報交換や指導等に関する周知徹底を図ります。
- ・ いじめ対策委員会を毎学期実施し、生徒の状況や各担任や学年としての方針や対応について、全職員で確認します。

3 いじめの未然防止及び早期発見に向けて

(1) 分かる授業、生徒主体の授業づくり

- ・ 人と人との関わり合いを重視した、学び合い・話し合い活動の充実を図る。また、学力向上に関する課題を踏まえ、チームティーチングや習熟度別学習等を取り入れることで、基礎・基本の定着を図ります。
- ・ 学級経営力、生徒指導力の向上を目指した学校課題研修や現職教育の充実を図っていきます。

(2) 日常的な指導の充実

- ・ 日録「わかすぎ」を、コミュニケーションツールとして活用した指導を行います。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図った教育相談体制指導の充実を図ります。
- ・ SNSやラインなど、インターネットに関する問題が危惧されることから、情報モラルに関する指導を強化します。

(3) 各種調査、現職教育等の実施と活用

- ・ いじめ調査、部活動調査(毎月)、各学年教育相談(年2回)、三者懇談(年1～3回)、Q U調査(6月、11月)、学校教育活動に関する調査(生徒、保護者)などを実施し、その結果を有効に活用した指導を行います。

(4) その他

- ・ 生徒会による新聞発行や人権集会の開催、人権週間を設けて自分自身の言動を振り返るなど、「いじめのない学校づくり」を推進します。
- ・ 小中連携児童生徒指導部会を設置し、きまりの見直しや重点指導事項の設定など、9年間を見通した指導を行います。

4 いじめ事案発生時の対応に向けて

(1) 早期対応

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行います。また、いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発に対する防止策を講じます。併せて、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、加害生徒への指導とその保護者への助言等を行います。

(2) 組織的対応

- ・ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするため、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、本人の意思を尊重しながら対応等を検討します。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、関係者間で情報を共有できるよう調整を図りながら対応します。なお、犯罪行為として取り扱われるべき事案は、教育委員会や警察等の関係機関を連携し毅然とした対応を行います。

(3) 重大事案に対する措置

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、日光市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、直ちに事実関係を明確にする調査を実施するなど、適切な対応をとります。

5 いじめに関する相談について

- ・ 担任、学年主任、生徒指導主事、部活動顧問など、教職員の誰でも対応しますので、些細なことでも遠慮なく御相談ください。 日光市立東中学校 TEL 0288-53-0477
- 日光市教育委員会学校教育課教育指導係 TEL 0288-21-5181
- 上都賀教育事務所(いじめ不登校対策チーム) TEL 0289-62-0162
- ホットはっと電話相談 TEL 028-665-9999(生徒) 665-7867(保護者)